平成３０年（フ）第８０号
栃木県鹿沼市松原４丁目14番地
債務者　津田　久実
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９０号
栃木県大田原市城山２丁目５番32号　シャトーＡ棟202号、前住所栃木県大田原市若松町584番地　柴田荘Ｂ－１号
債務者　平野　祐子（旧姓竹内・小泉）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６７号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅４号棟34号室
債務者　吉澤　祐子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８５号
岡山市南区藤田566番地260
債務者　佐藤　幸三
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
大分県速見郡日出町大字大神7137番地７
債務者　田中　初美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第９３２２号
東京都足立区新田３丁目36―21―716
債務者　東山　佳世（旧姓影山）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９８号
東京都江戸川区南葛西２丁目13―14―232　ビッグラブ21、前住所東京都渋谷区初台２丁目11―５　代々木自動車㈱社員寮
債務者　市川　　諭
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５号
熊本県菊池市豊間230番地28　音光寺団地59棟203号
債務者　森本亜由美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時50分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
静岡県浜松市南区参野町339番地の３　パレットさんじの104
債務者　佐藤　　陸（旧氏名佐藤莉彩子）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区泉４丁目14番８号、前住所岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目８番24号
債務者　山本　　恵（旧姓麓）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６２０号
東京都足立区小台２丁目27―15
債務者　松本　祥男
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７１８号
東京都豊島区上池袋４丁目17―13―103
債務者　谷口　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２０号
東京都江東区亀戸２―39―11　ライオンズプラザ亀戸第２　704号、住民票上の住所東京都江戸川区本一色１丁目19―１
債務者　松野りえ子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２５号
東京都品川区二葉４丁目24―２―503
債務者　新谷久美子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２７号
東京都葛飾区立石３丁目８―６―204
債務者　岡崎　弘展
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部